

に改め、同号を同項第40号とし、同項中第35号を第39号とし、同項第34号中「銃砲刀剣類」を「銃砲等刀剣類」に改め、同号を同項第38号とし、同項第33号中「銃砲刀剣類所持許可者」を「銃砲等刀剣類所持許可者」に改め、同号を同項第37号とし、同項第32号中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同号を同項第36号とし、同項第31号中「第10項」を「第11項」に、「銃砲刀剣類」を「銃砲等刀剣類」に改め、同号を同項第35号とし、同項中第30号を第34号とし、同項第29号中「銃砲刀剣類」を「銃砲等刀剣類」に改め、同号を同項第33号とし、同項中第28号を第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

32 第10条の8の2第1項の規定によるクロスボウの保管委託の届出の受理、同条第2項の規定によるクロスボウの保管の設備又は方法の改善等の命令及び同条第4項の規定によるクロスボウ保管業の廃止の届出の受理

別表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の項第27号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同号を同項第30号とし、同項中第26号を第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

29 第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格の申請書の受理、認定、及びクロスボウ射撃資格認定証の交付

別表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の項中第25号を第27号とし、第16号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同項中第15号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

17 第9条の3の2の規定によるクロスボウに係る射撃指導員の指定申請の受理及び指定

別表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「猟銃等」の次に「又はクロスボウ」を加え、「まつ消」を「抹消」に、「銃砲刀剣類」を「銃砲等刀剣類」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「猟銃等」の次に「又はクロスボウ」を加え、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、同項第8号中「銃砲刀剣類」を「銃砲等刀剣類」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

6 第5条の3の2の規定によるクロスボウに係る講習会の開催、講習修了証明書の交付及び講習会の事務の委託

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）の項第1号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項第2号中「射撃競技用けん銃」を「射撃競技用拳銃」に改め、同項中第7号を第8号とし、同項第6号中「銃砲刀剣類」を「銃砲等刀剣類」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 第19条の2第2項の規定によるクロスボウ講習会の開催の日時等の公表

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項第6号中「猟銃等講習受講申込書」を「講習受講申込書」に改め、同項第12号中「第36条」を「第35条」に改め、「猟銃等」の次に「又はクロスボウ」を加え、同項第13号中「第37条」を「第36条」に、「銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書等」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書等」に改め、同項第14号中「第38条」を「第37条」に、「許可事項まつ消申請書等」を「許可事項抹消申請書等」に改め、同項第15号中「第40条第1項」を「第39条第1項」に、「銃砲刀剣類返還申請書等」を「銃砲等又は刀剣類返還申請書等」に改め、同項第16号中「第43条第2項」を「第42条第2項」に改め、同項第23号を削り、同項第24号中「第79条」を「第78条」に改め、同号を同項第23号とし、同項第25号中「第80条」を「第79条」に改め、同号を同項第24号とし、同項第26号中「第81条」を「第80条」に改め、同号を同項第25号とし、同項第27号中「第83条」を「第82条」に、「年少射撃資格認定証」を「年少射撃資格講習修了証明書」に改め、同号を同項第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

27 第82条の3の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項中第35号を第36号とし、同項第34号中「第104条第2項」を「第103条第2項」に改め、同号を同項第35号とし、同項第33号中「第103条第2項」を「第102条第2項」に、「模造けん銃製造等届出書」を「模造拳銃製造等届出書」に改め、同号を同項第34号とし、同項第32号中「第101条第4項」を「第100条第4項」に改め、同号を同項第33号とし、同項第31号中「第101条第2項」を「第100条第2項」に改め、同号を同項

第32号とし、同項第30号中「第101条第1項」を「第100条第1項」に改め、同号を同項第31条とし、同項第29号中「第95条」を「第94条」に、「銃砲刀剣類」を「銃砲等刀剣類」に改め、同号を同項第30号とし、同項第28号中「第91条」を「第90条」に、「猟銃等保管業届出書」を「保管業届出書」に、「猟銃等保管業廃止届出書」を「保管業廃止届出書」に改め、同号を同項第29号とし、同項第27号の次に次の1号を加える。

28 第82条の4の規定による発射された矢による危害を防止する上で有効であると認める措置

附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

富山県公安委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

令和4年3月10日

富山県公安委員会委員長 神 川 康 子

富山県公安委員会規程第3号


富山県公安委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の公印に関する規程（昭和42年富山県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。


別表第1中

富山県公安委員会確認印	富山県公委	縦 3 横 12	れい書	1 運転免許証の備考欄用 2 古物関係許可証の異動事項欄用 3 銃砲所持許可証の確認欄及び記載事項変更欄用
-------------	-------	-------------	-----	---

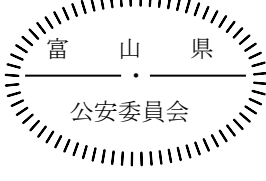
を

富山県公安委員会確認印		縦 3 横 12	れい書	1 運転免許証の備考欄用 2 古物関係許可証の異動事項欄用 3 銃砲等所持許可証の確認欄及び記載事項変更欄用
-------------	---	-------------	-----	--

に

富山県公安委員会打出印		長径30 短径22	れい書	1 国外運転免許証の写真的刻印用 2 取消処分者講習終了証書の写真的刻印用 3 武器等製造事業者等の使用人届出済証明書及び銃砲所持許可証の写真的刻印用
-------------	---	--------------	-----	---

を

富山県公安委員会打出印		長径30 短径22	れい書	1 国外運転免許証の写真的刻印用 2 取消処分者講習終了証書の写真的刻印用 3 武器等製造事業者等の使用人届出済証明書及び銃砲等所持許可証の写真的刻印用
-------------	---	--------------	-----	--

に改める。

別表第2中

富山県公安委員会運転免許試験合格確認印	運転免許センター	5	運転免許センター長
---------------------	----------	---	-----------

を

富山県公安委員会運転免許試験合格確認印	運転免許センター	7	運転免許センター長
---------------------	----------	---	-----------

に改める。

附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。